

令和 2 年 6 月 12 日

大阪市介護支援専門員連盟
会長 三浦 浩史 様

大阪市福祉局高齢者施策部
介護保険課事業者指導担当課長

新型コロナウイルス感染症の予防及び感染拡大防止のための
居宅介護支援業務等における質問に対する回答について

平素は何かと大阪市政にご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、令和 2 年 6 月 11 日にいただきました「新型コロナウイルス感染症の予防及び感染拡大防止のための居宅介護支援業務等における質問」につきまして、次のとおり回答します。

今後とも、本市福祉行政にご理解・ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

質問 1 令和 2 年 4 月 14 日大阪市福祉局高齢者施策部事業者指導担当課長通知「新型コロナウイルス感染症の予防及び感染拡大防止のための居宅介護支援業務等に臨時的取扱いについて（通知）」の終了期日は決まっていますか？

回答 1 現時点では決まっておりません。

質問 2 令和 2 年 5 月 29 日事務連絡大阪市福祉局高齢者施策部介護保険課長「令和 2 年 5 月 25 日に厚生労働省老健局より発出された介護保険最新情報 vol.836 の問 5 の解釈について」の「本市における取扱い」について質問します。

2-1:「居宅介護支援費等にかかる加算は算定しないものとします」とあります。加算には、特定事業所加算、入院時情報連携加算、初回加算、退院退所加算、小規模多機能型居宅介護事業所連携加算、緊急時等居宅カンファレンス加算及びターミナルケアマネジメント加算があります。例えば、令和 2 年 5 月にこれらの加算が該当したが新型コロナのため居宅介護支援の実績がなくなった場合は、令和 2 年 5 月は加算のない居宅介護支援費を請求し、翌月に 5 月分の加算を請求してよいのでしょうか？

回答 2-1 令和 2 年 5 月 25 日付け厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 11 報）」の問 5 に対する答えは、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、臨時的な取扱いとして本体部分の

報酬のみを算定できる旨が示されているものです。

厚生労働省に確認したところ、各種加算はこの臨時的な取扱いの対象外とのことであったため、令和2年5月29日に本市事務連絡によりお示ししたところです。

このため、加算の算定については、通常時のものとして取扱うものであり、ご質問の例であれば、理論上、初回加算及び退院退所加算については加算条件に該当していることを前提に算定が可能ですが、入院時情報連携加算、特定事業所加算、（看護）小規模多機能型居宅介護事業所連携加算、緊急時等居宅カンファレンス加算及びターミナルケアマネジメント加算については、5月分としての加算の請求はできません。

2-2：「本請求については令和2年5月作成分からとします」となっています。新型コロナウイルス感染拡大防止のために自主的に事業休業している事業所は3月から休業しています。これにより3月分及び4月分の当該通知が該当する居宅介護支援費は対象にできないということでしょうか？

回答2-2 5月作成分とは、プラン作成日が5月以降という意ですので、3月及び4月分は対象となりません。

質問3：「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて第12報」について質問します。

3-1： この通知の対象期間はいつでしょうか？

回答3-1 6月1日サービス提供分からとなります。

3-2：「介護支援専門員と連携の上、利用者からの事前の同意が得られた場合」とあります。サービス事業所が説明を行うことになると考えますが、文章による同意が必要でしょうか？そうであれば、いつまでに必要でしょうか？ また、介護支援専門員はサービス事業所との連携記録を残す必要がありますでしょうか？（京都市は書面必須）

回答3-2 サービス事業所は、同意が得られたかどうか客観的にわかるように記録に残していただく必要があります。（同意書があればなお良いと考えます。）介護支援専門員は、支援経過等に記録を残して頂く必要があります。

3-3：この通知の目的として「新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応を適切に評価する観点から」とあります。「適切に評価する観点」という内容が不明瞭であり、利用者にとっては、サービス提供として受益した以上の利用料を支払うこととなります。どのように説明すべきであるかご指導ください。

回答 3－3

通所介護や短期入所は、高齢者が感染防止のため外出を控えた結果、全国的に利用控えが生じていると考えられます（大阪府・大阪市においても、緊急事態措置により、高齢者に一定期間、通所介護と短期入所の利用を控えていただくようお知らせしたところ）ので、「適切に評価する観点」という言葉については、こうした、通所介護や短期入所事業所が置かれている状況を考慮したものと想定されます。

これらを踏まえて利用者へご説明願います。

3－4：この通知の介護報酬算定は、ケアプラン変更を伴わない給付管理、介護給付費及び利用者負担の変更のみを行う臨時的な取扱いということでしょうか？ そうであれば、ケアプラン変更に伴うケアマネジメントの一連の業務は行わず利用票及び別表のみの変更を行うことでよいのでしょうか？

回答 3－4 お見込のとおりです。

3－5：サービス事業所の個別サービス計画書（通所介護計画・通所リハ計画書・短期入所生活介護計画書等）の変更を伴わない介護給付費及び利用者負担の変更のみを行う臨時的な取扱いということでしょうか？ また、請求書・領収書明細には、利用した時間時間とは別に 2 区分上位のサービス明細等（短期入所の場合は、加算の追加）を記載するというのでしょうか？

回答 3－5 お見込のとおりです。

質問 4：「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて第 6 報」問 1 及び問 2 について質問します。

4－1：通所系サービス事業所が休業要請を受けていない場合においても、感染拡大防止の観点から、利用者等の意向を確認した上で電話による安否確認について、介護報酬の算定が可能となっています。この介護報酬の算定には、加算は含まれるのでしょうか？通所介護であれば個別機能訓練加算のような出来高払いのものとサービス提供体制加算のような体制加算があります。

回答 4－1 含まれます。「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて第 2 報」中、「加算・減算については、引き続き、加算・減算を行うものとする」とあります。

以上